

第36回秋田市都市計画審議会議事録

開催の日時 平成25年2月7日(木) 午後2時～3時15分

開催の場所 秋田市役所 正庁

委員の定数 20人

出席委員 19人

議 事

議案第1号 秋田都市計画下水道の変更(秋田市決定)
秋田市公共下水道(秋田地域)

議案第2号 河辺都市計画下水道の変更(秋田市決定)
秋田市公共下水道(河辺地域)

議案第3号 秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)
3・4・12号 御所野追分線
3・4・18号 泉高梨線
3・4・26号 千秋新藤田線

議案第4号 秋田都市計画道路の変更(秋田市決定)
3・3・6号 下新城中野線
3・4・10号 飯島相染線
3・5・34号 土崎環状線
3・6・43号 吉騎町御蔵町線

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 委員出席状況報告
- 3 会長あいさつ
- 4 公開・非公開の審議
- 5 議事録署名委員の選出
- 6 議 事
- 7 その他
- 8 閉 会

議事要旨

- 会長 これより審議に入る。
 「議案第1号秋田都市計画下水道の変更」および「議案第2号河
 辺都市計画下水道の変更」について、幹事から説明をお願いします。
- 幹事 (議案第1号、議案第2号の内容を説明)
- 会長 幹事から説明のあった議案第1号および議案第2号について、何
 か質問、意見等あるか。
- 会長 ないようなので議決に移りたいと思う。
 議案第1号および議案第2号について、原案に対して異議なしと
 してよろしいか。
- 委員 異議なし。
- 会長 それでは、「議案第1号秋田都市計画下水道の変更」および「議
 案第2号河辺都市計画下水道の変更」について、原案に対し異議が
 ないことを答申する。

 引き続き、「議案第3号秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)」
 および「議案第4号秋田都市計画道路の変更(秋田市決定)」につ
 いて、幹事から説明をお願いします。
- 幹事 (議案第3号、議案第4号の内容を説明)
- 会長 幹事から説明のあった議案第3号および議案第4号について、何
 か質問、意見等あるか。
- 委員 下新城中野線について、私自身は期待していた。しかし、説明に
 あった将来予測を勘案すると、廃止はやむを得ないと感じた。ただ、
 近隣の現道で十分に交通処理が可能とのことであるが、現状では金
 足や下新城の横山金足線東側の住民は吉成医院前の路線を利用して
 いる。この路線の踏切は狭く、混み合っているが、この踏切を拡幅
 する予定はないか。
- 幹事 吉成医院前の市道の踏切については、地元説明会においても拡幅
 要望があった。事業課に要望の有無を確認したところ、拡幅要望は
 来ていないとのことだったので、要望を伝えた経緯がある。
 当該市道の踏切は確かに広くはないが、大型車の通行が規制され
 ている路線であり、一般車同士の交差は可能との認識である。
 また、1本南側の国道と横山金足線を結ぶ路線は踏切拡幅工事を
 進めている。

- 委員 話はわかったが、追分に用事がある場合、金足農業高校前の路線が非常に狭いために吉成医院前の路線を通行している事情もあるので、踏切拡幅をお願いしたい。
議案については異議はない。
- 幹事 事業課に要望を伝える。
- 委員 議案第3号および議案第4号は都市計画道路の変更とのことだが、要するに今回の目的は廃止であり、そのためには変更という手続きを踏まなければならないという認識でよいか。
- 幹事 その通りである。
- 委員 質問の補足として、先ほど話がでた地元説明会では廃止についてどのような意見があったのか。
- 幹事 今回廃止される5路線について、それぞれ地元関係者および地権者への説明会を開催した。その中で廃止について反対意見はなかった。
ただ、先ほどご指摘があったように、周辺道路へのしわ寄せを心配する声や周辺道路の不具合について拡幅要望等があったため、事業課に内容を報告した。
- 委員 それでは、地元は廃止については納得し、周辺道路の部分的な拡幅を要望したということによろしいか。
- 幹事 その通りであり、周辺道路の部分的な不具合については十分検討して欲しいとのことであった。
- 委員 先ほどの質問に対する回答は、このような内容によろしいか。
- 委員 下新城中野線については、跨線橋の計画もあると聞いたことがあったので期待はしていた。しかし、今回は将来予測に基づいた廃止ということで、廃止について異議はない。
ただし、周辺道路の不具合については十分検討していただきたい。
- 委員 土崎環状線の廃止区間について、新国道との交差部分は北側、南側ともに住宅地であり、現在も幹線道路として利用されている。しかし、現状では中央高校方面から通行すると右折レーンがないので、今後、交差点改良がしやすいように、その区間については廃止とせず都市計画道路として残しておいてはどうか。
- 幹事 確かに新国道の南側は中央高校の生徒も通学で利用することから、拡幅により一定の効果があると思われる。しかし、都市計画道路は

ネットワークとして幹線道路を位置づけしているため、路線を途中で区切ることとはせず、区間毎に路線として設定している。

部分的に拡幅が必要と言うことであれば、都市計画道路の事業ではなく一般的な道路改良事業で実施を検討していくこととなる。

委員

人口減少社会において、下水道も道路も改めて厳しく計画・設計し直さなければならない。我々は今まで利便性を追求し、手にしてきた。しかし、国および市町村の状況を踏まえると、これ以上を求めるのは酷である。このような主旨について審議会においても徹底して検討していかないと、市民にとっても、租税等の将来負担はますます増える。

また、下水道、上水道、橋梁、道路が劣化し、莫大なメンテナンス費用が必要となっていく。したがって、全体の制度設計について、人口減少社会はどうあるべきか、もっとシビアに取り組むべきでないか。秋田市には喫緊の課題として危機意識を持ってもらい、市民は今までのように何でもかんでも要求するのは問題であろうと考えている。以上、市民の一意見である。

会長

ほかに意見や質問はないか。

ないようなので議決に移りたいと思う。

議案第3号および議案第4号について、原案に対して異議なしとしてよろしいか。

委員

異議なし。

会長

それでは、「議案第3号秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）」および「議案第4号秋田都市計画道路の変更（秋田市決定）」について、原案に対し異議がないことを答申する。

これは、平成25年2月7日に開催された、第36回秋田市都市計画審議会の議事録である。